



昭和十三年三月

常州駐屯間内務規定

獨立攻城重砲兵第三大隊



常州駐屯間内務規定ヲ本書ノ通リ定ム

昭和十二年三月十六日

大隊長 万波少佐

目次

總則

第一章

日課時限、起居及容儀

第二章

諸勤務、將校勤務、下士官勤務、衛兵勤務、當番勤務

第三章

火災豫防、消防、非常呼栗

第四章

命令下達及會報

第五章

連絡

第六章

郵便物

第七章

休日及外出出張

第八章

慰安所使用規定

第九章

軍機保護及防諜

第十章

支那人、取扱

第十一章

炊事及入浴

第十二章

衛生

〔中略〕

第九章 慰安所使用規定

第九

方針

緩和慰安、道ヲ講シテ軍紀肅正ノ助トナサントスルニ在リ

第十

設備

慰安所ハ日華會館南側圍壁内ニ設ケ日華會館附

屬建物及下士官、兵棟ニ區分ス

下士官 兵ノ出入口南側表門トス

衛生上ニ関シ樓主ハ消毒設備ヲナシ置クモト入

各隊ノ使用日ヲ左ノ如ク定ム

星 部隊 日 曜日

栗岩部隊 月 火 曜日

松村部隊 水 木 曜日

成田部隊 土 曜日

阿知波部隊 金 曜日

村田部隊 日曜日

其他臨時駐屯部隊ノ使用ニ関シテハ別ニ示ス

第五 實施單價及時間

1. 下士官兵、營業時間ヲ午前九時ヨリ午后六時迄トス

2. 單價

使用時間ハ一人一時間ヲ限度トス

支那人 一圓。〇。錢

半島人 一圓五十錢

内地人 二圓。〇。錢

以上ハ下士官、兵トシ將校(准尉含ム)ハ倍額トス

(防毒面ヲ附ス)

第六 検査

毎週、月曜日及金曜日トシ金曜日ヲ定例検査日トス

検査時間ハ午前八時ヨリ午前十時迄トス

第六三

検査主任官ハ第四野戦病院醫官トシ兵站ヲ備病院
並各隊醫官ハ之ヲ補助スルモノトス、検査主任官ハ其ノ結
果ヲ第三項部隊ニ通報スルモノトス

慰安所利用ノ注意事項左ノ如シ

- 1 慰安所内ニ於テ飲酒スルヲ禁ス
- 2 金額支拂及時間ヲ嚴守ス
- 3 女ハ總テ有毒者ト思惟シ防毒ニ関シ万全ヲ期スヘシ
- 4 營業者ニ對シ粗暴ノ行爲アルヘカラス
- 5 酒類ヲ帶ヒタル者出入ヲ禁ス

第六四

雜件

- 1 營業者ハ支那人ヲ客トシテ探ルコトヲ許サズ
- 2 營業者ハ酒有茶菓ノ饗應ヲ禁ス
- 3 營業者ハ特ニ許シタル場所以外ニ外出スルヲ禁ス
- 4 營業者ハ總テ檢査ノ結果合格証ヲ所持スルモノニ限ル

第六五 監督擔任

監督擔任部隊ハ憲兵分遣隊トス

第六五 附加事項

1 部隊慰安日ハ木曜日トシ當日ハ各隊ヨリ使用時限

ニ幹部ヲシテ巡察センムルモトス

2 慰安所ニ至ルトキハ各隊毎ニ引率セシムヘシ

但シ巻脚胖ヲ除クコトヲ得

3 毎日十五日ハ慰安所ノ公休日トス